

レンゴー株式会社ほか３６名に対する審決について
(東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)

令和３年２月１０日
公正取引委員会

公正取引委員会は、レンゴー株式会社ほか３６名（以下「被審人ら」という。）に対し、平成２６年１１月７日、審判手続を開始し、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、令和３年２月８日、被審人らに対し、独占禁止法の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）による改正前の独占禁止法（以下「独占禁止法」という。）第６６条第２項及び第３項の規定に基づき、被審人王子コンテナ株式会社、被審人福野段ボール工業株式会社、被審人北海道森紙業株式会社及び被審人浅野段ボール株式会社に対する課徴金納付命令の一部をそれぞれ取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を行った（本件平成２６年（判）第３号ないし第１３８号審決書については、当委員会ホームページの「報道発表資料」及び「審決等データベース」参照。なお、公表する審決書においては、個人情報等に配慮し、マスキングの措置を施している。）。

１ 被審人らの概要

別表１参照。

２ 被審人らの審判請求の趣旨

別表２のとおり、被審人らに対する各排除措置命令及び各課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

３ 主文の内容

(1) ア 平成２６年６月１９日付け課徴金納付命令（平成２６年（納）第１１６号^(注1)）のうち、被審人王子コンテナ株式会社（以下「被審人王子コンテナ」という。）に対し、４億８６４２万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

イ 平成２６年６月１９日付け課徴金納付命令（平成２６年（納）第１４０号^(注1)）のうち、被審人福野段ボール工業株式会社（以下「被審人福野段ボール工業」という。）に対し、１０５０万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課（審判・訟務係）
	電話 ０３－３５８１－５４７８（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- (2) ア 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第163号^{（注2）}）のうち、被審人王子コンテナーに対し、12億8673万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- イ 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第173号^{（注2）}）のうち、被審人北海道森紙業株式会社（以下「被審人北海道森紙業」という。）に対し、6586万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- ウ 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第191号^{（注2）}）のうち、被審人浅野段ボール株式会社（以下「被審人浅野段ボール」という。）に対し、2904万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- (3) 被審人王子コンテナー、被審人福野段ボール工業、被審人北海道森紙業及び被審人浅野段ボールのその余の審判請求並びにその余の被審人らの審判請求をいずれも棄却する。

（注1）後記5（1）の段ボールシートカルテルに係る課徴金納付命令

（注2）後記5（2）の段ボールケースカルテルに係る課徴金納付命令

4 本件の経緯

平成26年	6月19日	排除措置命令及び課徴金納付命令
	7月22日	被審人らから排除措置命令及び課徴金納付命令
	～8月15日	に対して審判請求
	11月7日	審判手続開始
	12月18日	第1回審判
		↓※
令和2年	1月30日	第15回審判（審判手続終結）
令和2年	8月24日	審決案送達
	～25日	
	9月7日	被審人らから異議の申立て及び直接陳述の申出
	～8日	
	11月18日、	直接陳述の聴取
	25日	
令和3年	2月8日	審決

※ 平成30年1月17日に、当初併合されていた平成26年（判）第139号ないし第142号レンゴー株式会社ほか1名に対する件（大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）と分離することが決定された。

5 原処分の原因となる事実

(1) 段ボールシートカルテル事件

被審人32社^{（注3）}は、他の段ボールシート製造業者25社と共同して、特定

段ボールシート^(注4)の販売価格を引き上げる旨合意する（以下、この合意を「本件シート合意」という。）ことにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していた。

被審人32社の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、別表3-1の各被審人に係る「実行期間」欄記載のとおりであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、同表の各被審人に係る「課徴金額」欄記載のとおりである。

（注3）別表1の「段ボールシート」欄に○のある32社

（注4）購入価格等の取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボール（日本工業規格「Z 1516：2003」）である段ボールシートのうち、当該需要者の東日本地区（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県。以下同じ。）に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき当該需要者に販売されるもの

(2) 段ボールケースカルテル事件

被審人37社^(注5)は、他の段ボールケース製造業者26社と共同して、特定段ボールケース^(注6)の販売価格を引き上げる旨合意する（以下、この合意を「本件ケース合意」という。）ことにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していた。

本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、別表3-2の各被審人に係る「実行期間」欄記載のとおりであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、同表の各被審人に係る「課徴金額」欄記載のとおりである。

（注5）別表1の「段ボールケース」欄に○のある37社

（注6）購入価格等の取引条件の交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボール日本工業規格「Z 1516：2003」で作った段ボールケースのうち、当該需要者の東日本地区に所在する交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき当該需要者に販売されるもの

6 審決の概要

(1) 本件の争点

ア 本件シート合意及び本件ケース合意（以下、一括して「本件各合意」という。）による共同行為がされた事実があるか否か（行為要件の有無）（争点1）

（ア）三木会^(注7)における本件各合意の成否（争点1(1)）

（イ）支部会等を通じた本件各合意への参加の有無（争点1(2)）

（ウ）他の事業者の本件各合意への参加の有無（争点1(3)）

イ 本件各合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであっ

- たか否か（効果要件の有無）（争点2）
- （ア）一定の取引分野の範囲（争点2（1））
- （イ）競争の実質的制限の有無（争点2（2））
- ウ 本件各排除措置命令の適法性（争点3）
- （ア）排除措置命令の必要性（争点3（1））
- （イ）排除措置の内容の相当性（争点3（2））
- エ 本件各課徴金納付命令の適法性（争点4）
- （ア）課徴金の算定期間（実行期間）（争点4（1））
- （イ）課徴金の算定対象となる商品の該当性及び売上額（争点4（2））
- （ウ）課徴金の算定率（争点4（3））

（注7）被審人らが組合員となっている東日本段ボール工業組合の組織で、その規約上、同組合員の地位向上のため、全国段ボール工業組合連合会及び東日本段ボール工業組合理事会決議事項の伝達、組合員に共通する課題に関する情報又は資料の提供等を目的とする、理事会の下に置かれた組織

（2） 争点に対する判断の概要

ア 争点1について

複数の事業者が対価を引き上げる行為が、独占禁止法第3条の規定により禁止されている「不当な取引制限」（同法第2条第6項）にいう「共同して」に該当するというためには、当該行為について、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であると解されるところ、ここにいう「意思の連絡」とは、複数の事業者の間で相互に同程度の対価の引上げを実施することを認識し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識して認容するのみでは足りないものの、事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りると解するのが相当である。

- （ア）三木会の出席各社の間における意思の連絡の存在について（争点1（1））

従前から東日本段ボール工業組合（以下「東段工」という。）の三木会及び支部の会合は、段ボールメーカーによる段ボール製品^{（注8）}の販売価格の維持や引上げを行うための情報交換の場としても利用されていた。こうした慣行の下、平成23年8月下旬に段ボール製品の値上げを公表した被審人レンゴー株式会社（以下「被審人レンゴー」という。）が同年9月22日に開催された三木会で、同社に続いて同程度の値上げ幅で段ボール製品の値上げを実施するよう働きかけた。その後、被審人王子コンテナなどが段ボール製品の値上げを決定していたところ、こうした状況下で10月17日に開催された三木会（以下「10月17日三木会」という。）において、司会を務めていた三木会の会長から段ボール製品の値上げの方針を発表するよう促

されるや、本部役員会社の各出席者は、それぞれ値上げを行う意向を表明するとともに、各支部の支部長等においても自社の値上げの方針のほか支部管内における値上げに向けた動きなどについて発表した。各社の値上げ方針は、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅と同程度のもので、値上げの意向は示しつつ、具体的な値上げ幅については表明していなかった社も、従前から被審人レンゴーや被審人王子コンテナが公表した値上げ幅を指標に段ボール製品の値上げが行われてきた実態から、本件当時も、これらと同様の方針で段ボール製品の値上げを実施することになることは、出席各社の間で共通の認識となっていたものと認められる。そして、会長が、これらの発言を受け、「皆さん頑張って値上げに向けて取り組みましょう。」などと発言するとともに、幹事長も、当会合の終了時の挨拶の中で、「各社とも、しっかり頑張っていきましょう。」などと発言したのは、その内容や経過に照らし、上記会合の結果、各社とも今後協調して段ボール製品の値上げを実施することになったとの認識を示したものと認められる。

以上によれば、10月17日三木会において、出席各社の間で、段ボールシートの販売価格について、現行価格から1平方メートル当たり7円ないし8円以上、段ボールケースの販売価格について、現行価格から12パーセントないし13パーセント以上引き上げることが確認され、相互に歩調をそろえながらこうした値上げを行うとの意思が形成され、その旨の意思の連絡が成立したものと認めるのが相当である。

(注8) 段ボールシートと段ボールケースの両方又はいずれかを指す。

(イ) 支部会等の出席各社の間における意思の連絡の存在について(争点1(2))

東段工支部の会合は、従前から、段ボールメーカーによる段ボール製品の価格の維持や引上げを行うための情報交換の場として利用されていたところ、平成23年8月下旬に段ボール製品の値上げを公表した被審人レンゴーにおいて、各支部における支部会等で、これらの値上げの方針を発表して、他の事業者にも値上げの方針を表明するよう促すなどしていたのは、自社の公表した段ボール製品の値上げを成功させるため、他の事業者においても被審人レンゴーに続いて同程度の値上げ幅で共に値上げを実施するよう働きかけたものであり、他の事業者においても、従前の慣行から、被審人レンゴーのこうした意図を理解していた。その後、平成23年10月中旬以降開催された本件支部会等においては、出席各社のうち、大手の段ボールメーカーをはじめとする事業者においては、自社の段ボール製品について軒並み具体的な値上げ幅を発表するなどしながら値上げの意向を表明するなどしていたところ、その値上げ幅は、被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅と同程度のものではあった。他方、本件支部会等に出席していた事業者のうち、地場の段ボールメーカー等の中には、具体的な値上げ幅については発表していなかった事業者や値上げの意向自体を明確には表明し

ていなかった事業者が存在するものの、従前の慣行から、これら事業者も大手の段ボールメーカーに追随して値上げを行うことになることは出席者の間で共通の認識となっていたと認められる。

以上によれば、本件支部会等においても、出席各社の間で、段ボールシートの販売価格について、現行価格から1平方メートル当たり7円ないし8円以上、段ボールケースの販売価格について、現行価格から12パーセントないし13パーセント以上引き上げることが確認され、相互に歩調をそろえながらこうした値上げを行う意思が形成され、その旨の意思の連絡は存在したものと認めるのが相当である。

(ウ) 支部会等の出席各社による三木会の意思の連絡への参加について（争点1(3)）

10月17日三木会において、前記(ア)のとおり、出席各社の間で、東段工管内全体で段ボール製品の値上げを実施していくことが確認され、各支部においても、前記(イ)のとおり、10月17日三木会で確認されたところと同程度の値上げ幅で段ボール製品の値上げを実施することが確認された。その後開催された三木会においては、各支部の支部長等からそれぞれの管内で行われていた段ボール製品の値上げの実施状況について報告がされていたところ、実際にはこれらの値上げ活動が円滑に進んでいない状況を踏まえ、段ボールケースに先立ち値上げが実施されるべき段ボールシートについて、値上げ交渉が難航しているボックスメーカーなど東段工管内に所在するユーザーをリストアップして開催したシート部会において、各地域で行われている小部会の幹事等から当該ユーザーの交渉状況について報告を受けながらこれらの値上げ活動の対策について協議していたほか、支部所属の組合員のうち、値上げの実施が遅れている事業者に対しては、当該支部で値上げ活動を進めるよう働きかけを行うことが確認されるなど、三木会において各支部の管内における値上げ実施状況の把握と値上げ活動の促進が図られていた。

以上の事実関係によると、本件当時も、東段工管内の段ボールメーカーの間で協調して段ボール製品の値上げを実施するための情報交換の場として三木会及び各支部の会合が利用されたというべきところ、これらの協調行為は、段ボール製品の値上げについては、大手の段ボールメーカーであっても他の事業者と共に行わなければこれを実現するのが困難であるという認識の下、被審人レンゴーをはじめとして本部役員会社を構成する大手の段ボールメーカーが、管内の地場の段ボールメーカーとも各支部の会合を通じて協調しながら東段工管内全体で値上げを実施するため、その主導により、組織的に一連のものとして行われたものであり、これにより各支部管内で行われた段ボール製品の値上げには三木会で成立した合意による拘束が及んでいたものと認められる。

一方、本件支部会等のうち、５つの支部会等においては、それぞれ当該会合の冒頭で、支部長等から１０月１７日三木会において段ボール製品の値上げを実施することが確認された旨の報告をした上で、出席各社の間でもその旨の確認がされたのである。他方、その余の６つの支部会等については、支部長等を通じて１０月１７日三木会で段ボール製品の値上げを実施することが確認された旨の報告がされた事実を認めるに足りる確たる証拠もない。しかしながら、いずれの事業者も、従前から三木会、支部会等が、協調して段ボール製品の値上げを行うための情報交換の場として利用されていた慣行が存在していたことを理解していたことは容易に推認される。そして、本件当時行われた段ボール製品の値上げも、段ボール原紙の値上がりを理由とするものであって、これに伴い段ボール製品について足並みをそろえて値上げを行うことは、各地域において共通した課題であったのであり、これまでも段ボール原紙の値上がりを理由として一部の地域のみで値上げが実施されたことがなかったとみられることからすれば、上記各支部会等において１０月１７日三木会の報告がされていなかったとしても、これに出席した事業者においては、従前からの慣行により、当該支部会等で値上げの表明をしていた被審人レンゴーなどの大手の段ボールメーカーが東段工管内の他の支部においても段ボール製品の値上げを主導するなどして同様の情報交換がされていることを認識していたとみられる状況にあったといえることができる。この点、段ボール原紙の値上がりを理由としながら、一部の地域のみで段ボール製品の値上げを実施しようとしても、ユーザーから他の地域の動向について引き合いに出されれば値上げの実施に支障が生じ得ることは容易に想定できるところ、段ボール製品の供給について地域ごとの実情があるとしても、いずれも段ボール原紙から日本工業規格に基づき製造される段ボール製品について他の地域の価格動向の影響を受けないというべき事情もみられないことからすれば、大手の段ボールメーカーのみならず、地場の段ボールメーカーにおいても、他の地域の事業者とも足並みをそろえて値上げを実施すべき理由があったことは否定できない。

以上によれば、本件支部会等に出席した事業者においては、当該会合で１０月１７日三木会の報告がされていたか否かにかかわらず、当該支部を代表して三木会に出席していた支部長等又は三木会を構成する本部役員会社に所属する営業責任者等の促しにより、１０月１７日三木会で確認されたところと同程度の値上げ幅で段ボール製品の値上げを実施することを出席各社の間で確認したことをもって、これらの者を介して、１０月１７日三木会で成立した意思の連絡に参加したものと認めるのが相当である。この点、本件支部会等に出席した地場の段ボールメーカーの中に、三木会及び他の支部の会合においても同様の情報交換がされているとの具体的な認識を欠く者が含まれていたとしても、上記の協調行為について成立する意思の連絡の範囲

がこれらの個別の事業者の認識により左右されるものではない。

イ 争点2について

(ア) 一定の取引分野の範囲について（争点2(1)）

独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいうものであり、その成立する範囲は、当該共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるものと解するのが相当である。

本件各合意における情報交換の対象となった段ボール製品の値上げについて、その地理的な範囲に東段工の管轄地域である東日本地区が含まれることは明らかであるところ、これらの値上げ交渉が需要者の交渉担当部署との間で行われることを踏まえ、需要者の交渉担当部署の所在地を基準として、その範囲を画定すると、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対し、当該交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボール製品は、少なくとも本件各合意の対象に含まれるものであったと認められる。また、これらの事情に照らすと、本件各合意により影響を受ける範囲も同様と解するのが相当である。

以上によれば、本件シート合意に係る一定の取引分野は、特定段ボールシートの販売分野であり、本件ケース合意に係る一定の取引分野は、特定段ボールケースの販売分野と認めるのが相当である。

(イ) 競争の実質的制限の有無について（争点2(2)）

独占禁止法第2条第6項が定める「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げる旨の合意がされた場合には、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右することができる状態をもたらすことをいうものと解する。そして、販売価格の引上げに係る合意により一定の取引分野における競争が実質的に制限されたか否かは、当該合意の当事者である事業者らのシェアの高さによってのみ判断するのではなく、上記の観点から、これらのシェアの高さに応じて、当該合意の当事者ではない他の事業者がどの程度競争的に振舞い、価格引上げをけん制することができるか等の諸事情も考慮してこれを判断するのが相当である。

a 本件各合意に係る当事者のシェアについて

特定段ボールシートについては、本件シート合意成立時において、その合意の当事者となった段ボールシートカルテル事件三木会出席11社（被審人32社のうち10月17日三木会に出席していた11社をいう。以下同じ。）のシェアは、4割余りである。また、特定段ボールケースについても、本件ケース合意成立時において、その合意の当事者となった段ボールケースカルテル事件三木会出席12社（被審人37社のうち10月17

日三木会に出席していた１２社をいう。以下同じ）のシェアは、４割余りである。さらに、１０月１７日三木会出席１２社のうち、４社（被審人レンゴー、被審人王子コンテナ、被審人森紙業株式会社及び大王製紙パッケージ株式会社）とグループ関係にある被審人１５社は、本件各合意の成立に先立ち、既にそれぞれ自社の親会社等から段ボールシート及び段ボールケースの値上げの方針が示されており、その意向が及んでいたことを踏まえ、特定段ボールシートについて、段ボールシートカルテル事件三木会出席１１社に上記１５社を加えた２６社のシェアでみると、その割合は６割余りとなるのであり、また、特定段ボールケースについて、段ボールケースカルテル事件三木会出席１２社に上記１５社を加えた２７社のシェアでみると、その割合は５割余りとなり、いずれもシェアは過半を占めることになる。

b 他の事業者の価格けん制力について

段ボールメーカーの間では、従前から被審人レンゴー及び被審人王子コンテナが公表した値上げ幅を指標として足並みをそろえて値上げを行う必要があると認識されるなど、本件シート合意成立当時、その当事者である段ボールシートカルテル事件三木会出席１１社又はこれに上記グループ会社１５社を加えた２６社による販売価格の引上げに対し、他の事業者が競争的に振舞い、これらの価格引上げをけん制する行動を採ることは見込みにくい状況にあったといえることができる。特定段ボールケースについては、ボックスメーカーも競合する事業者となるが、ボックスメーカーは、コルゲータ保有メーカーと比べ事業規模が小さい事業者が多く、コルゲータ保有メーカーから段ボールシートを仕入れる関係上、段ボールケースの販売について、価格面でコルゲータ保有メーカーと競争することは困難であって、段ボールシートの販売価格が引上げられれば、ボックスメーカーにおいても段ボールケースの販売価格を引上げる傾向にあったことからすれば、同様に、本件ケース合意成立当時、その当事者である段ボールケースカルテル事件三木会出席１２社又はこれに上記グループ会社１５社を加えた２７社による販売価格の引上げに対し、ボックスメーカーを含む他の事業者が競争的に振舞い、これらの価格の引上げをけん制する行動を採ることは見込みにくい状況にあったといえることができる。

c 小括

特定段ボールシートについて、段ボールシートカルテル事件三木会出席１１社が本件シート合意を成立させるとともに、特定段ボールケースについて、段ボールケースカルテル事件三木会出席１２社が本件ケース合意を成立させたことをもって、いずれもその意思である程度自由に販売価格を左右することができる状態をもたらしたと認めることができる。そして、本件各事業者のうち、その余の事業者らが後日本件各合意に順次参加した

ことにより、そのシェアは、特定段ボールシートについて8割を超えるものとなり、特定段ボールケースについて6割を超えるものとなるのであり、かかる市場支配は強固なものとなったといえることができる。これらによれば、本件各合意は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであったことは明らかである。

ウ 争点3について

(ア) 排除措置命令の必要性について（争点3(1)）

本件各違反行為が終了してから本件各排除措置命令がされるまで2年余りが経過していることを踏まえても、被審人らを含む本件各事業者において再び東段工の会合を利用するなどして同様の違反行為を繰り返すおそれがあることは否定できず、また、本件各違反行為が終了したのみをもって当該取引分野における競争秩序の回復が十分にされたものということもできないから、公正取引委員会が本件各違反行為につき特に必要があると認め、排除措置を命じたことについて、裁量の逸脱、濫用があるということとはできない。

(イ) 排除措置の内容の相当性について（争点3(2)）

本件各排除措置命令は、名宛人の各事業者に対し、特定段ボールシート及び特定段ボールケースについて、今後他の事業者と共同して販売価格を決定したり、販売価格の改定に関する情報交換をすることを禁止するとともに（各主文第3項及び第4項）、これらの行為をしないことなどを取締役会において決議した上（各主文第1項）、その旨取引先である商社等に通知し、かつ自社の従業員に周知徹底させるほか（各主文第2項）、上記各措置を公正取引委員会に報告すること（各主文第5項）を内容とするものであって、いずれも本件各違反行為が排除されたことを確保するのに必要な事項であると認められ、その内容においても裁量の逸脱、濫用があるということとはできない。

エ 争点4について

(ア) 課徴金の算定期間（実行期間）について（争点4(1)）

独占禁止法第7条の2第1項は、「当該行為の実行としての事業活動を行った日」を課徴金の算定対象となる商品の売上額に係る算定の始期としている。この実行期間の始期については、違反行為者が合意の対象となる需要者に対して値上げ予定日を定めて値上げの申入れを行い、その日からの値上げへ向けて交渉が行われた場合には、当該予定日以降の取引には、当該合意の拘束力が及んでいると解され、現実にその日に値上げが実現したか否かに関わらず、その日において当該行為の実行としての事業活動が行われたものと認められる。

本件各合意は、対象となる特定段ボールシート及び特定段ボールケースの値上げの実施時期について定めていないことから、原則としてこれらのユー

ザーに対して申し入れた値上げの実施予定日のうち最も早い日（①）が実行期間の始期となる。もっとも、平成23年10月17日の本件各合意成立時点又は本件各合意への参加時点で、ユーザーに対して既にこれらの値上げを申し入れていた事業者については、前記各時点より前の事業活動は、当該行為の実行としての事業活動とは認められないから、値上げ交渉の結果、値上げた価格で、本件各合意成立又は本件各合意への参加以降に当該商品を引き渡した最初の日（②）が上記①より前である限り、これが実行期間の始期となる。すなわち、上記①又は上記②のいずれかのうち、最も早い日が実行期間の始期となるところ、被審人らから提出された報告書によれば、これに当たる日は、特定段ボールシート事件違反行為につき、別表3-1の「実行期間の始期」欄記載の各日であり、段ボールケースカルテル事件違反行為につき、別表3-2の同欄記載の各日であると認められる。

被審人らを含む本件各事業者は、それ以降、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの販売価格に関する情報交換を行っていたものであるが、平成24年6月5日に、公正取引委員会の立入検査が行われたことを契機にこれらの情報交換をやめているから、同日をもって、本件各違法行為は終了し、当該行為の実行としての事業活動はなくなったものと認められる。

(イ) 課徴金の算定対象となる商品の該当性及び売上額について（争点4(2)）

- a 独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち違反行為の対象商品の範ちゅうに属し、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが、課徴金制度の趣旨及び課徴金の算定方法に照らせば、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金の算定の対象となる商品に含まれ、違反行為者が実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の計算の基礎となる売上額となると解する。
- b 段ボールシートカルテル事件違反行為について、その対象商品の範ちゅうに属するものは、特定段ボールシートであり、段ボールケースカルテル事件違反行為について、その対象商品の範ちゅうに属するものが特定段ボールケースであるから、上記の特段の事情が認められない限り、当該違反行為による拘束が及んでいるものとして、これらが課徴金の算定対象となる商品に当たることになる。
- c かかる対象商品の該当性及び売上額の認定に関する被審人らの主張については、以下の(a)～(d)を除き、採用できない。
 - (a)「当て紙」に係る売上げを除外すべきであるという点について

証拠によれば、当て紙は、新聞用紙巻取等の鏡面を保護するための緩衝材として円形に切断加工されるものであって、日本工業規格「Z 1516:2003」にいう外装用段ボール箱の製造に用いる外装用段ボールではないから、外装用段ボールと定義されている特定段ボールシート及び外装用段ボールで作った箱と定義されている特定段ボールケースに当たらないものと認められる。

以上によれば、上記の当て紙に係る売上げは、課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきものと認めるのが相当である。

(b) 加工委託用段ボール製品の売上げを除外すべきであるという点

証拠によれば、被審人王子コンテナー及び静岡王子コンテナーは、自社の設備では対応できない特殊加工が必要な場合等に、ボックスメーカーに対し、その原材料となる段ボールシート又は段ボールケースを販売した上で、当該ボックスメーカーにおいてこれらを加工作して仕上げた販売用段ボールケースを買い取り、発注先のユーザーに販売するという取引を行っていたものであるが、かかる原材料の段ボール製品の販売価格については、当該ボックスメーカーとの間で、販売用段ボールケースの買取価格と連動して定められていたものであり、その実態は、被審人王子コンテナー及び静岡王子コンテナーが当該ボックスメーカーに対し、有償で原材料となる段ボール製品を支給した上で、販売用段ボールケースの買取価格と原材料となる段ボール製品の販売価格との差額に相当する加工賃でその加工を委託する取引であったと認められ、違反行為である相互拘束の対象から除外されたことを示す特段の事情があったといえることができるから、これらの売上げは課徴金の算定対象となる商品の売上額から除外すべきものと認めるのが相当である。

(c) 「特値」を反映した価格で段ボールシートの売上額を認定すべきであるという点

証拠によると、被審人福野段ボール工業の段ボールシートにおける特値に係る処理は、審査官が主張するような事後的な売掛金の減額ではなく、受注時の取引先からの依頼により価格を修正したものと認めるのが相当であるから、かかる修正後の価格により課徴金の算定基礎となる売上額を認定するのが相当である。そうすると、上記差額に相当する分を当該課徴金納付命令において課徴金の算定基礎とされた売上額から控除すべきことになる。

(d) 特定段ボールケースの定義に当てはまらない段ボールケースの売上げを除外すべきであるという点

証拠によれば、被審人浅野段ボールが愛知県内に本店がある2社に対して販売した段ボールケースは、東日本地区外に所在する上記2社の交渉担当部署との間で取り決められた取引条件に従って販売されたもの

であり、本来、特定段ボールケースに当たるものではないところ、これらの売上げが当該課徴金納付命令において認定された商品の売上額に含まれる結果となったのは、被審人浅野段ボールの報告に誤りがあったことによるものと認められ、上記の段ボールケースの売上げは、当該商品の売上額から除外すべきことになる。

(ウ) 課徴金の算定率について（争点４（３））

被審人らは、いずれも段ボール製品の製造業を営んでいた者であるから、独占禁止法第７条の２第１項の柱書に規定する「小売業」及び「卸売業」には当たらないと認められる。また、被審人らから提出された報告書によれば、段ボールシートカルテル事件被審人のうち別表３－１の「中小企業の軽減算定率の適用」欄に記載のある各事業者及び段ボールケースカルテル事件被審人のうち別表３－２の同欄に記載のある各事業者は、実行期間を通じ、当該記載のとおり、資本金の額が３億円以下又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社であって、段ボール製品等の製造を「主たる事業」として営んでいた者に当たると認められるから、独占禁止法第７条の２第５項第１号所定の軽減算定率が適用されるものであるが、その余の被審人らは、いずれも資本金の額が３億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が３００人を超える会社であると認められるから、同号所定の軽減算定率は適用されない。

以上によれば、被審人らに適用すべき課徴金の算定率は、別表３－１及び３－２の「課徴金の算定率」欄記載の各割合となる。

別表 1

被審人らの概要

番号	事業者 法人番号	本店の所在地	段ボール シート	段ボール ケース
1	レンゴー株式会社 1120001036880	大阪市福島区大開四丁目 1 番 1 8 6 号	○	○
2	セッツカートン株式会社 3120001116986	兵庫県伊丹市東有岡五丁目 3 3 番地	○	○
3	王子コンテナ株式会社 3010001075995	東京都中央区銀座五丁目 1 2 番 8 号	○	○
4	株式会社トーモク 7010001024692	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 2 号	○	○
5	常陸森紙業株式会社 9130001028746	京都市南区西九条南田町 6 1 番地	○	○
6	大和紙器株式会社 4120901002236	大阪府茨木市西河原北町 1 番 5 号	○	○
7	長野森紙業株式会社 7130001028748	京都市南区西九条南田町 6 1 番地	○	○
8	森紙業株式会社 7130001028756	京都市南区西九条南田町 6 1 番地	○	○
9	群馬森紙業株式会社 8130001028747	京都市南区西九条南田町 6 1 番地	○	○
10	ムサシ王子コンテナ株式会社 4030001027275	埼玉県入間市大字狭山ヶ原 1 1 番地 7	○	○
11	新潟森紙業株式会社 8130001028755	京都市南区西九条南田町 6 1 番地	○	○
12	仙台森紙業株式会社 3130001010981	京都市南区西九条南田町 6 1 番地	○	○
13	静岡森紙業株式会社 6130001028749	京都市南区西九条南田町 6 1 番地	○	○
14	北海道森紙業株式会社 1130001028745	京都市南区西九条南田町 6 1 番地	○	○
15	東京コンテナ工業株式会社 6010001034148	東京都千代田区神田小川町一丁目 3 番 1 号	○	○

16	マタイ紙工株式会社 5010501013197	東京都台東区元浅草二丁目6番7号	○	○
17	関東パック株式会社 5060001015029	栃木県下野市下古山144番地の2	○	○
18	アサヒ紙工株式会社 8030001061634	埼玉県鴻巣市箕田4070番地	○	○
19	福野段ボール工業株式会社 2011801004260	埼玉県草加市栄町一丁目1番6号	○	○
20	大一コンテナ株式会社 3080001013172	静岡県島田市中河1001番地	○	○
21	イハラ紙器株式会社 5080001007643	静岡市清水区長崎310番地	○	○
22	コバシ株式会社 5010001043661	東京都中央区京橋一丁目4番13号	○	○
23	大日本パックス株式会社 3030001026451	埼玉県狭山市柏原330番地	○	○
24	サクラパックス株式会社 2230001001030	富山市高木3000番地	○	○
25	森井紙器工業株式会社 1110001016140	新潟県燕市吉田下中野1551番地2	○	○
26	株式会社甲府大一実業 7090001002864	山梨県中央市布施358番地	○	○
27	株式会社トーシンパッケージ 1030001033202	埼玉県加須市北大桑516番1	○	○
28	遠州紙工業株式会社 7080401000691	浜松市南区倉松町2600番地	○	○
29	株式会社内藤 9090001011145	山梨県韭崎市円野町上円井3025番地	○	○
30	大万紙業株式会社 3080001003149	静岡市駿河区聖一色658番地の1	○	○
31	吉沢工業株式会社 5110001017671	新潟県三島郡出雲崎町大字小木318番地8	○	○
32	福原紙器株式会社 9080001004546	静岡市葵区新聞1089番地の733	○	○
33	旭段ボール株式会社 9010801000057	東京都中央区日本橋浜町二丁目13番6号MU TOH浜町ビル4階		○
34	浅野段ボール株式会社 4180301020031	愛知県みよし市福谷町蟹畑1番地		○

3 5	鎌田段ボール工業株式会社 9400601000085	岩手県奥州市水沢字多賀6番地の5		○
3 6	興亜紙業株式会社 4011501001424	東京都北区赤羽北一丁目16番3号		○
3 7	有限会社市川紙器製作所 8090002000296	甲府市青葉町11番14号		○

審判請求の趣旨

番号	被審人	事件番号	審判請求の趣旨
1	レンゴー株式会社	平成26年(判)第3号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第35号	平成26年(納)第114号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第65号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第102号	平成26年(納)第162号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
2	セツカートン株式会社	平成26年(判)第4号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第36号	平成26年(納)第115号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第68号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第105号	平成26年(納)第166号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
3	王子コンテナ株式会社	平成26年(判)第5号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第37号	平成26年(納)第116号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第66号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第103号	平成26年(納)第163号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
4	株式会社トーモク	平成26年(判)第6号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第38号	平成26年(納)第117号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第67号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第104号	平成26年(納)第165号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
5	常陸森紙業株式会社	平成26年(判)第7号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第39号	平成26年(納)第121号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第77号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第114号	平成26年(納)第180号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
6	大和紙器株式会社	平成26年(判)第8号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第40号	平成26年(納)第122号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第69号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第106号	平成26年(納)第167号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
7	長野森紙業株式会社	平成26年(判)第9号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第41号	平成26年(納)第123号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第71号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第108号	平成26年(納)第171号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
8	森紙業株式会社	平成26年(判)第10号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第42号	平成26年(納)第126号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第70号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第107号	平成26年(納)第169号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
9	群馬森紙業株式会社	平成26年(判)第11号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第43号	平成26年(納)第127号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第88号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第125号	平成26年(納)第196号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

10	ムサシ王子コンテナ株式会社	平成26年(判)第12号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第44号	平成26年(納)第128号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第87号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第124号	平成26年(納)第193号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
11	新潟森紙業株式会社	平成26年(判)第13号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第45号	平成26年(納)第129号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第80号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第117号	平成26年(納)第183号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
12	仙台森紙業株式会社	平成26年(判)第14号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第46号	平成26年(納)第130号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第90号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第127号	平成26年(納)第201号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
13	静岡森紙業株式会社	平成26年(判)第15号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第47号	平成26年(納)第131号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第82号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第119号	平成26年(納)第187号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
14	北海道森紙業株式会社	平成26年(判)第16号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第48号	平成26年(納)第133号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第72号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第109号	平成26年(納)第173号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
15	東京コンテナ工業株式会社	平成26年(判)第17号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第49号	平成26年(納)第134号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第84号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第121号	平成26年(納)第190号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
16	マタイ紙工株式会社	平成26年(判)第18号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第50号	平成26年(納)第136号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第76号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第113号	平成26年(納)第179号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
17	関東パック株式会社	平成26年(判)第19号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第51号	平成26年(納)第137号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第98号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第135号	平成26年(納)第215号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
18	アサヒ紙工株式会社	平成26年(判)第20号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第52号	平成26年(納)第138号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第75号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第112号	平成26年(納)第178号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

19	福野段ボール工業株式会社	平成26年(判)第21号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第53号	平成26年(納)第140号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第94号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第131号	平成26年(納)第206号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
20	大一コンテナ株式会社	平成26年(判)第22号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第54号	平成26年(納)第142号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第78号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第115号	平成26年(納)第181号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
21	イハラ紙器株式会社	平成26年(判)第23号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第55号	平成26年(納)第146号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第96号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第133号	平成26年(納)第208号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
22	コバシ株式会社	平成26年(判)第24号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第56号	平成26年(納)第151号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第74号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第111号	平成26年(納)第177号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
23	大日本パックス株式会社	平成26年(判)第25号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第57号	平成26年(納)第152号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第73号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第110号	平成26年(納)第175号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
24	サクラパックス株式会社	平成26年(判)第26号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第58号	平成26年(納)第153号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第89号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第126号	平成26年(納)第197号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
25	森井紙器工業株式会社	平成26年(判)第27号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第59号	平成26年(納)第154号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第81号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第118号	平成26年(納)第186号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
26	株式会社甲府大一実業	平成26年(判)第28号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第60号	平成26年(納)第155号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第83号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第120号	平成26年(納)第188号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
27	株式会社トーシンパッケージ	平成26年(判)第29号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第61号	平成26年(納)第156号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第91号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第128号	平成26年(納)第202号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

28	遠州紙工業株式会社	平成26年(判)第30号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第62号	平成26年(納)第158号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第99号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第136号	平成26年(納)第216号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
29	株式会社内藤	平成26年(判)第31号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第63号	平成26年(納)第159号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第93号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第130号	平成26年(納)第205号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
30	大万紙業株式会社	平成26年(判)第32号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第64号	平成26年(納)第160号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第92号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第129号	平成26年(納)第203号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
31	吉沢工業株式会社	平成26年(判)第33号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第86号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第123号	平成26年(納)第192号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
32	福原紙器株式会社	平成26年(判)第34号	平成26年(措)第11号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第97号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第134号	平成26年(納)第212号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
33	旭段ボール株式会社	平成26年(判)第79号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第116号	平成26年(納)第182号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
34	浅野段ボール株式会社	平成26年(判)第85号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第122号	平成26年(納)第191号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
35	鎌田段ボール工業株式会社	平成26年(判)第95号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第132号	平成26年(納)第207号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
36	興垂紙業株式会社	平成26年(判)第100号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第137号	平成26年(納)第218号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
37	有限会社市川紙器製作所	平成26年(判)第101号	平成26年(措)第12号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成26年(判)第138号	平成26年(納)第219号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

段ボールシートカルテル事件課徴金一覧

番号	被害人名	実行期間の 始期	実行期間	売上額（円）	中小企業の 軽減算定率 の適用	課徴金の 算定率 （％）	課徴金額 （万円）
1	レンゴー株式会社	平成23年 10月25日	平成23年10月25日から 平成24年6月4日まで	6,105,655,226		10	61056
2	セッツカートン株式会社	平成23年 10月17日	平成23年10月17日から 平成24年6月4日まで	5,206,201,659		10	52062
3	王子コンテナ株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	4,833,678,717		10	49597
-	静岡王子コンテナ株式 会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	315,239,165	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	
4	株式会社トーモク	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	2,418,121,833		10	24181
5	常陸森紙業株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	2,332,011,156	資本金の額が 3億円以下	4	9328
6	大和紙器株式会社	平成23年 11月1日	平成23年11月1日から 平成24年6月4日まで	901,437,283		10	9014
7	長野森紙業株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	1,386,219,397	資本金の額が 3億円以下	4	5544
8	森紙業株式会社	平成23年 12月21日	平成23年12月21日から 平成24年6月4日まで	452,983,654		10	4529
9	群馬森紙業株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	1,030,921,956	資本金の額が 3億円以下	4	4123
10	ムサシ王子コンテナ株 式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	988,647,680	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	3954
11	新潟森紙業株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	769,900,239	資本金の額が 3億円以下	4	3079
12	仙台森紙業株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	655,844,430	資本金の額が 3億円以下	4	2623
13	静岡森紙業株式会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	612,157,363	資本金の額が 3億円以下	4	2448
14	北海道森紙業株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	462,153,052	資本金の額が 3億円以下	4	1848
15	東京コンテナ工業株式 会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	441,543,207	資本金の額が 3億円以下	4	1766
16	マタイ紙工株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	324,972,330	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	1299
17	関東パック株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	310,310,369	資本金の額が 3億円以下	4	1241
18	アサヒ紙工株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	285,865,341	資本金の額が 3億円以下	4	1143
19	福野段ボール工業株式 会社	平成24年 1月21日	平成24年1月21日から 同年6月4日まで	269,645,266	資本金の額が 3億円以下	4	1078
20	大一コンテナ株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	232,031,734	資本金の額が 3億円以下	4	928
21	イハラ紙器株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	216,446,521	資本金の額が 3億円以下	4	865
22	コバシ株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	101,085,224	資本金の額が 3億円以下	4	404

番号	被審人名	実行期間の 始期	実行期間	売上額（円）	中小企業の 軽減算定率 の適用	課徴金の 算定率 （％）	課徴金額 （万円）
23	大日本パックス株式会社	平成24年 2月1日	平成24年2月1日から 同年6月4日まで	99,153,728	資本金の額が 3億円以下	4	396
24	サクラパックス株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	90,394,023	資本金の額が 3億円以下	4	361
25	森井紙器工業株式会社	平成24年 1月4日	平成24年1月4日から 同年6月4日まで	88,294,113	資本金の額が 3億円以下	4	353
26	株式会社甲府大一実業	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	86,526,495	資本金の額が 3億円以下	4	346
27	株式会社トーシンパッ ケージ	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	85,196,989	資本金の額が 3億円以下	4	340
28	遠州紙工業株式会社	平成24年 4月1日	平成24年4月1日から 同年6月4日まで	74,511,165	資本金の額が 3億円以下	4	298
29	株式会社内藤	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	57,061,363	資本金の額が 3億円以下	4	228
30	大万紙業株式会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	47,423,891	資本金の額が 3億円以下	4	189

別表 3-2

段ボールケースカルテル事件課徴金一覧

番号	被審人名	実行期間 の始期	実行期間	売上額（円）	中小企業の 軽減算定率 の適用	課徴金 の算定 率 （％）	課徴金額 （万円）
1	レンゴー株式会社	平成23年 10月17日	平成23年10月17日から 平成24年6月4日まで	22,348,517,220		10	223485
2	セツカートン株式会社	平成23年 10月17日	平成23年10月17日から 平成24年6月4日まで	6,305,656,088		10	63056
3	王子コンテナ株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	12,086,983,608		10	128727
-	静岡王子コンテナ株式会 社	平成23年 12月11日	平成23年12月11日から 平成24年6月4日まで	1,964,296,434	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	
4	株式会社トーモク	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	7,660,025,681		10	76600
5	常陸森紙業株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	1,058,339,632	資本金の額が 3億円以下	4	4233
6	大和紙器株式会社	平成23年 11月1日	平成23年11月1日から 平成24年6月4日まで	4,079,952,476		10	40799
7	長野森紙業株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	1,814,366,704	資本金の額が 3億円以下	4	7257
8	森紙業株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	2,097,645,226		10	20976
9	群馬森紙業株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	606,005,763	資本金の額が 3億円以下	4	2424
10	ムサシ王子コンテナ株式 会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	660,234,397	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	2640
11	新潟森紙業株式会社	平成23年 12月21日	平成23年12月21日から 平成24年6月4日まで	1,023,459,526	資本金の額が 3億円以下	4	4093
12	仙台森紙業株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	532,484,443	資本金の額が 3億円以下	4	2129
13	静岡森紙業株式会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	777,404,621	資本金の額が 3億円以下	4	3109
14	北海道森紙業株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	1,660,207,368	資本金の額が 3億円以下	4	6640
15	東京コンテナ工業株式会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	764,978,820	資本金の額が 3億円以下	4	3059
16	マタイ紙工株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	1,066,435,950	常時使用する 従業員の数が 300人以下	4	4265
17	関東パック株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	178,257,559	資本金の額が 3億円以下	4	713
18	アサヒ紙工株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	1,098,743,360	資本金の額が 3億円以下	4	4394
19	福野段ボール工業株式会社	平成24年 2月10日	平成24年2月10日から 同年6月4日まで	369,914,271	資本金の額が 3億円以下	4	1479
20	大一コンテナ株式会社	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	1,047,028,623	資本金の額が 3億円以下	4	4188
21	イハラ紙器株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	319,001,990	資本金の額が 3億円以下	4	1276

番号	被審人名	実行期間 の始期	実行期間	売上額（円）	中小企業の 軽減算定率 の適用	課徴金 の算定 率 （％）	課徴金額 （万円）
22	コバシ株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	1,138,801,898	資本金の額が 3億円以下	4	4555
23	大日本パックス株式会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	1,353,992,707	資本金の額が 3億円以下	4	5415
24	サクラパックス株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	575,309,517	資本金の額が 3億円以下	4	2301
25	森井紙器工業株式会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	781,131,899	資本金の額が 3億円以下	4	3124
26	株式会社甲府大一実業	平成23年 11月21日	平成23年11月21日から 平成24年6月4日まで	774,111,550	資本金の額が 3億円以下	4	3096
27	株式会社トーシンパッケー ジ	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	508,161,156	資本金の額が 3億円以下	4	2032
28	遠州紙工業株式会社	平成24年 4月1日	平成24年4月1日から 同年6月4日まで	161,130,189	資本金の額が 3億円以下	4	644
29	株式会社内藤	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	397,652,849	資本金の額が 3億円以下	4	1590
30	大万紙業株式会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	497,673,402	資本金の額が 3億円以下	4	1990
31	吉沢工業株式会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	696,499,460	資本金の額が 3億円以下	4	2785
32	福原紙器株式会社	平成24年 3月26日	平成24年3月26日から 同年6月4日まで	239,460,419	資本金の額が 3億円以下	4	957
33	旭段ボール株式会社	平成23年 12月1日	平成23年12月1日から 平成24年6月4日まで	1,031,970,153	資本金の額が 3億円以下	4	4127
34	浅野段ボール株式会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	747,521,769	資本金の額が 3億円以下	4	2990
35	鎌田段ボール工業株式会社	平成24年 1月1日	平成24年1月1日から 同年6月4日まで	355,258,731	資本金の額が 3億円以下	4	1421
36	興亜紙業株式会社	平成24年 2月1日	平成24年2月1日から 同年6月4日まで	145,160,946	資本金の額が 3億円以下	4	580
37	有限会社市川紙器製作所	平成23年 12月21日	平成23年12月21日から 平成24年6月4日まで	116,426,468	資本金の額が 3億円以下	4	465